（登録講習機関に係る登録の申請）

第二十四条　法第二十五条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記第二十五号様式の登録講習機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）

七　申請者が法第八条第一号及び第二号に規定する者に該当しない旨の市町村の長の証明書

（削る）

八　申請者が法第八条第三号及び法第二十六条第二号から第四号までに該当しない旨を誓約する書面

九・十　（略）

（心身の故障により講習の業務を適正に行うことができない者）

第二十四条の二　法第二十六条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により講習の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（登録住宅型式性能認定等機関に係る登録の申請）

第五十八条　法第四十四条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記第四十七号様式の登録住宅型式性能認定等機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）

七　申請者が法第八条第一号及び第二号に規定する者に該当しない旨の市町村の長の証明書

（削る）

八　申請者が法第八条第三号及び法第四十五条第二号から第四号までに該当しない旨を誓約する書面

九～十一　（略）

（心身の故障により認定等の業務を適正に行うことができない者）

第五十八条の二　法第四十五条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により認定等の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（登録講習機関に係る登録の申請）

第二十四条　法第二十五条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記第二十五号様式の登録講習機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第八号に掲げる書類のうち、成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一～六　（略）

七　申請者が法第八条第一号及び第二号に規定する者（同条第一号に規定する者にあっては、民法の一部を改正する法律附則第三条第一項及び第二項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者を含み、成年被後見人及び被保佐人を除く。）に該当しない旨の市町村の長の証明書

八　申請者が法第八条第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

九　申請者が法第八条第三号並びに法第二十六条第二号及び第三号に該当しない旨を誓約する書面

十・十一　（略）

（新設）

（登録住宅型式性能認定等機関に係る登録の申請）

第五十八条　法第四十四条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記第四十七号様式の登録住宅型式性能認定等機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第八号に掲げる書類のうち、成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一～六　（略）

七　申請者が法第八条第一号及び第二号に規定する者（同条第一号に規定する者にあっては、民法の一部を改正する法律附則第三条第一項及び第二項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者を含み、成年被後見人及び被保佐人を除く。）に該当しない旨の市町村の長の証明書

八　申請者が法第八条第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

九　申請者が法第八条第三号並びに法第四十五条第二号及び第三号に該当しない旨を誓約する書面

十～十二　（略）

（新設）